

## 人材開発支援助成金 (事業展開等リスクリング支援コース) 事業展開等実施計画

### 1 事業展開等の種類

該当する分類を①、②又は③から選択してください。分類については、裏面の 1, 3, 4 及び 5 を参照してください。

① 事業展開を行う場合	<input type="checkbox"/>
② 企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション (DX) 化 又はグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合	<input type="checkbox"/>
③ 企業内の人事及び人材育成に関する計画に基づき人材育成を行う場合	<input type="checkbox"/>

<上記 1 で①にチェックをした場合>

### 2 事業展開の実施 (予定) 時期

年 月 (予定)

※事業展開は訓練開始日 (定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日) から起算をして 3 年以内に実施する予定のもの又は 6 か月前までに実施したものに限りま。

<上記 1 で①にチェックをした場合>

### 3 事業展開の内容

現在の事業内容及び訓練を行う端緒となる事業展開の内容について具体的に記載してください。記載例は裏面 3 を参照してください。

<上記 1 で②にチェックをした場合>

### 4 デジタル・デジタルトランスフォーメーション (DX) 化又はグリーン・カーボンニュートラル化の内容

訓練を行う端緒となるデジタル・デジタルトランスフォーメーション (DX) 化又はグリーン・カーボンニュートラル化の内容を具体的に記載してください。記載例は裏面 4 を参照してください。

様式第1-3号(第2面)

<上記1で③にチェックをした場合>

5 企業内の人事及び人材育成に関する計画の内容

今回実施する訓練の端緒となる企業内の人事及び人材育成に関する計画の内容、これに基づき訓練を受講する労働者の現在従事している職務及び今後従事することが予定される職務等を具体的に記載してください。記載例は裏面5を参照してください。また、誓約事項を確認し、チェックしてください。

<b>誓約事項</b>	本計画に基づく人事の実施において、生産性向上を名目とした人員削減、労働者の意向を考慮しない人事配置、退職に追い込むための不適當な職務変更、処遇を引き下げることが前提の配置転換等、労働者の不利益につながるような取扱いを行わない。 なお、このような不適當な取扱いが行われていた事実が確認された場合には、直ちに助成金を全額返還する。	<input type="checkbox"/>

6 認定経営革新等支援機関による企業内の人事及び人材育成に関する計画の確認(中小企業に限る)

確認項目	所見
企業内における労働者のキャリア形成を効果的に促進するとともに、企業の生産性の向上や事業の持続的な発展に資する内容となっているか	

人事及び人材育成に関する計画の内容について、上記のとおり確認しました。

	年		月		日
認定経営革新等支援機関の確認					
認定支援機関ID番号					
住所					
名称					
代表者役職名					
代表者氏名					
担当者氏名					
連絡先(メール)					
連絡先(電話)					

上記の事業展開等実施計画の内容に誤りがないことを証明します。

	年		月		日
申請事業主の証明					
代表者役職名					
氏名					

## 様式第1-3号（第3面）

### 【記載上の注意】

1 **1 欄は**、該当する事業展開等の欄にチェックをしてください。また、分類については以下を参照して、該当する欄にチェックを入れてください。

また、1 欄で②を選択した場合であって、企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練等を実施する場合は、職業訓練実施計画届（様式第1-1号）の17欄デジタル人材の育成に関係するものうち該当する選択肢に必ずチェックを入れてください。

#### 【事業展開について】

新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することなどにより、新たな分野に進出することをいう。このほか、事業（総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいう。）や業種（総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は細分類の産業をいう。）を転換することや、単に製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も事業展開にあたること。

また、事業展開については、訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算をして、3年以内に実施する予定のもの又は6か月前までに実施したものに限りこと。

#### 【デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化又はグリーン・カーボンニュートラル化について】

事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めること。

#### 【企業内の人事及び人材育成に関する計画について】

生産性の向上及び事業の持続的な発展を図るため、中長期的な経営戦略を策定し、これに基づき今後必要となる労働者の職務、職種、人員構成及び配置基準といった人事に係る方針を定め、当該方針に沿って、労働者に必要となる知識及び技能、人材育成の対象労働者の範囲、教育訓練の実施方法及び時期を体系的に定めた計画を作成すること。

当該計画の策定に当たっては、企業内における労働者の効果的なキャリア形成の促進と企業の生産性の向上を両立できるよう、以下の要件を満たすものとする。

- ・ 生産性の向上や事業の持続的な発展に結びつく人材像、人事配置及び訓練内容になっていること。
- ・ 現状の課題や将来の事業規模、業務量予測に基づき今後必要となる労働者の職務、職種、人員構成及び配置基準を整理した上で、実際に配置が見込まれる対象労働者の範囲を定めていること。
- ・ 今後従事することが予定される職務における段階的なキャリアアップが示されていること。
- ・ 訓練効果を測ることができる生産性向上やスキル習得等の指標を設定されていること。
- ・ 生産性向上を名目とした人員削減、労働者の意向を考慮しない人事配置、退職に追い込むための不適当な職務変更、処遇を引き下げることが前提の配置転換等、労働者の不利益につながるような内容になっていないこと。

当該計画に基づき労働者が今後従事することが予定される職務に必要な専門的な知識及び技能を習得させるための訓練等を実施した場合に助成対象とする。

なお、訓練開始日から起算をして、3年以内に従事することが予定される職務に必要な専門的な知識及び技能を習得させるための訓練等に限りこと。

## 様式第 1 - 3 号 (第 4 面)

2 **2 欄は**、1 欄の①にチェックをした場合に記載してください。なお、事業主が行う事業展開は、訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算して、3 年以内に実施する予定のもの又は 6 か月前までに実施されたものに限りです。

3 **3 欄は**、1 欄の①にチェックをした場合に、**事業展開の取組内容を具体的に記載してください。なお、本訓練コースにおける訓練実施の前提となる部分であるため、可能な限り具体的に記載してください。**

(記載例)

- ・ 現在は、カーナビのフィルムの製造を行っているが、新商品としてゲーム機器専用のフィルムを開発予定。
- ・ 現在は、旅館業を営んでいるが、若年層の利用客の取り込みのため、焼き肉事業を開始予定。
- ・ 現在は、繊維業を営んでいるが、縫製技術を用いて最新の医療分野に進出予定。

4 **4 欄は**、1 欄の②にチェックをした場合に、**企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション (DX) 化又はグリーン・カーボンニュートラル化の取組内容を具体的に記載してください。なお、本訓練コースにおける訓練実施の前提となる部分であるため、可能な限り具体的に記載してください。**

(記載例)

- ・ 社内の情報通信・情報セキュリティ・クリーンエネルギー等関連部門の強化を図る。
- ・ 土木や建築工事の測量の際に、ドローンによる測量を取り入れることにより業務効率化を図る。
- ・ 自動車の部品製造において材料の仕入れから出荷までをシステム化する。

5 **5 欄は**、1 欄の③にチェックをした場合に、企業内の人事及び人材育成に関する計画の内容やこれに基づき訓練を受講する労働者の現在従事している職務、今後従事することが予定される職務等を具体的に記載してください。

(記載例)

- ・ 品質管理部門を強化し、更なる品質向上を図るため、製品の仕組みを熟知した機械加工を担当している労働者に、製品の出来を判断するための品質管理や検査に関する知識を身につける訓練を行い、訓練終了後に品質管理部門に配置転換する。
- ・ 営業活動において、市場分析の精度を高めて販路拡大の成果を最大化するため、営業職員に市場調査やデータ分析に関する研修を受講させた後に、マーケティング部門に配置し、現場で得られるリアルな市場ニーズや顧客の声を活かしながら、より戦略的に商品やサービスを企画することを目指す。

6 中小企業の場合、申請事業主は以下に掲げる資料を事前に認定経営革新等支援機関に提出し、企業内の人事及び人材育成に関する計画の内容の確認を受けてください。

認定経営革新等支援機関は、企業内の人事及び人材育成に関する計画が【記載上の注意】に記載する要件を満たし、企業内における労働者の効果的なキャリア形成の促進と企業の生産性の向上の両立できるような内容になっているかを確認し、所見を記載してください。確認にあたり、計画の内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

(提出資料)

- ・ 職業訓練実施計画届 (様式第 1 - 1 号)
- ・ 事業展開等実施計画 (様式第 1 - 3 号)
- ・ 人事及び人材育成に関する計画 (参考様式第 2 号)
- ・ 訓練カリキュラム、受講案内等